

西原町社会福祉協議会事務局規程

(目的)

第1条 定款第19条に規定する事務局の設置については、この規程の定めるところによる。

(事務局)

第2条 事務局に事務を処理するため、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
 - (2) 係長 若干名
 - (3) 主任 若干名
 - (4) 主事 若干名
2. 事務局に必要な応じ嘱託、臨時及び非常勤職員を置くことができる。

(職員の任免)

第3条 事務局職員の任免は、会長がこれを行う。

(職員の職務)

第4条 第2条に規程する職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、会長の命を受けて本会の事務を掌理し、職員を指揮監督する。
- (2) 係長は、事務局長を補佐するとともに、所轄事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (3) 主任は、係長を補佐するとともに、特命事項の事務に従事する。
- (4) 主事は、上司の命を受けて、特命事項の事務に従事する。
- (5) 嘱託、その他の職員は上司の命を受けて、特命事項の事務に従事する。

(分掌業務)

第5条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法人運営部門
 - ①法人運営（理事会等の運営）に関すること
 - ②財務、人事管理に関すること
 - ③共通事務処理に関すること
 - ④会員制事業に関すること
 - ⑤福祉センター運営事業に関すること
 - ⑥個人情報保護に関する事業に関すること

- ⑦その他、法人運営事業に関する事
- (2) 地域福祉活動推進部門
 - ①社協の経営計画の策定に関する事
 - ②地域活動支援事業に関する事
 - ③ボランティア育成・支援事業に関する事
 - ④福祉教育事業に関する事
 - ⑤福祉団体支援事業に関する事
 - ⑥各種助成事業に関する事
 - ⑦広報・啓発事業に関する事
 - ⑧各種調査事業に関する事
 - ⑨バス運営事業に関する事
 - ⑩各種募金事業に関する事
 - ⑪その他、地域福祉活動推進事業に関する事
- (3) 福祉サービス利用支援部門
 - ①食事・理髪サービス・紙オムツ給付事業に関する事
 - ②生活福祉資金貸付事業に関する事
 - ③地域権利擁護事業に関する事
 - ④緊急援護事業に関する事
 - ⑤総合相談事業に関する事
 - ⑥その他、福祉サービス利用支援事業に関する事
- (4) 在宅福祉サービス部門
 - ①介護保険事業に関する事
 - ②支援費事業に関する事
 - ③地域生活支援サービス事業に関する事
 - ④その他、在宅福祉サービス事業に関する事

(事務処理)

第6条 事務処理に必要な事項は、会長が別に定める。

(職員の事務分掌)

第7条 職員の事務分掌は、会長が別に定める。

(相互扶助の業務)

第7条 職員は、事務局長の統括のもとに一体となって本会の福祉活動が推進されるように努めなければならない。

- 2. 職員は、前条の規定に関わらず臨時又は緊急を要する事務がある場合は、相互に援助し合わなければならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

昭和52年4月1日施行の西原町社会福祉協議会事務局規程は廃止する。